

平成24年

第1回市議会定例会 議案第42号

函館市老人福祉センター条例の一部改正について

函館市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

函館市老人福祉センター条例（平成12年函館市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条を第12条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の4条を加える。

（販売行為等の禁止）

第8条 市長の許可を受けた者以外の者は、センターまたはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

（損害賠償の義務）

第9条 利用者は、センターの利用により、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

（入館の制限）

第10条 市長は、センターに入館しようとする者または入館した者が第6条各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

（指定管理者による管理）

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
- (1) センターの利用の許可および制限に関すること。
 - (2) センターの維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定める業務
- 3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条から第8条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「老人福祉センター（以下「センター」という。）」を「センター」に、「市内」を「市の区域内」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（開館時間および休館日）

第3条 老人福祉センター（以下「センター」という。）の開館時間および休館日は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（提案理由）

老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせることとし、および規定を整備するため